

# 一緒に考えましょう。市町村合併

市町村合併の行方 No.24

1月29日

## がスタートしました

この「市町村合併問題」は「広報いわむら」などを通して、市民の皆さんに広く、さまざまな情報提供を行っています。今回は、1月29日、新潟市で第一回「新潟地域合併協議会」(法定協議会)が開催されましたので、その概要についてもお知らせします。

同協議会の冒頭、会長には、これまでの「任意協議会」に引き続いて、篠田新潟市長が務めることが報告され、副会長は他の関係市町村長と新潟市議会議長が務めることが、互選によって決められました。そして、協議会の予算、会議運営の方法、今後の協議予定について審議、承認された後、各関係市町村の行政制度の見直し、法律改正への動向などを考慮し、これまでに合意された「各種事務事業」等における調整方針について、その修正案が事務局から示され、協議の結果、承認されました。また、「合併建設計画」(趣旨、新市の概要、各地域

の役割等)についても、記載内容の修正案があわせて示されました。以下、これらの中から、本村に関係する内容を抜粋してご紹介します。

### ●農業委員会等の取扱いについて

農業委員会の4区域の内、2区域については、これまでの協議では、下記のとおりと決めていたが、その構成市町村と定数に関してそれぞれ区域での修正案が示され、関係市町村で了解されました。

	農業委員会の取扱い	個人市町村民税の均等割
修正前	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新潟市農業委員会、小須戸町農業委員会、横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を30人とする。</li> <li>■ 白根市農業委員会、岩室村農業委員会、西川町農業委員会、味方村農業委員会、湯東村農業委員会、月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を40人とする。</li> </ul>	<p>新潟市の制度に統一する。ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。</p>
修正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 白根市農業委員会、小須戸町農業委員会、横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を27人とする。</li> <li>■ 岩室村農業委員会、西川町農業委員会、味方村農業委員会、湯東村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を28人とする。</li> </ul>	<p>新潟市の制度に統一する。ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。</p> <p>なお、<b>地方税法の改正により均等割の標準税率が統一され、新潟市と同率になった場合は、不均一課税を実施しない。</b></p>

●個人市町村民税の均等割について  
現在、この税金については、市町村の人口によって均等割の金額が定められていますが(現行では、人口5万人未満は2,000円、5万人以上は2,500円、50万人以上

は3,000円の3段階制をとっています)、地方税法の改正案として、均等割を統一することが審議されており、今後、この法律が制定された場合を想定して、右記の修正案が示され、改めて承認されました。

### ●国民健康保険料率・納期等の状況について

合併後の「国民健康保険料率・納期等の状況」の扱いは、これまでの間、関係市町村間で検討を重ねてきましたが、今回の合併協議会で次のとおり調整方針案が示され、協議の結果、承認されました。

新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き岩室村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。

したがって、合併した年度は、岩室村の現行の税率を適用しますが、その翌年度からは、新潟市の保険料率に統一することになります。このこ

◆保険料(税)率と賦課限度額の比較(平成15年度)

区分	新潟市	岩室村
所得割	7.2/100	6.50/100
資産割	なし	25.30/100
均等割	20,700円 (被保険者1人当たり)	22,000円 (被保険者1人当たり)
平等割	30,300円 (1世帯当たり)	25,000円 (1世帯当たり)
限度額	530,000円	530,000円
所得割	1.15/100	0.90/100
均等割	7,800円 (被保険者1人当たり)	8,700円 (被保険者1人当たり)
限度額	80,000円	80,000円

とから、右記の表のとおり、税率の区分の内、今後は「資産割」がなくなり、これまで該当していた世帯では、その負担が軽減される傾向になります。

## 合併協議会の取扱いについて

### ●地域審議会の取扱いについて

「地域審議会」とは、旧市町村の区域を一つの単位として設置され、地元の要望、意見などを取り上げ、行政に反映されているかどうかを審議し、必要に応じて、市長に対し意見を述べる事ができる

機関のことをいいますが、その設置期間、所掌事務、組織、任期等、その基本的事項については、これまでの協議で関係市町村の合意が得られていたことは以前にもお知らせいたしました。なお、現在、総務省の付属機関である「地方制度調査会」では、合併後の地方自治制度

のあり方について、その詳細が協議されています。そして、今後の具体的な制度化に向けて、慎重な検討が進められているところですが、その答申の内容を新潟地域の「地域審議会」にも十分に反映させ、盛り込まなくてはならないとの観点から、今回の合併協議会では、「第27次地方制度調査会」(今後の地方自治制度のあり方に関する答申)における地域自治組織が法制化された場合、同調査会の答申を踏まえ、それぞれ地域の取扱いを尊重し、その内容を反映させていくとの提案があらためて示され、協議の結果、承認されました。このことから、今後も引き続き「地域審議会」の取扱いに關しては、それぞれ各地域の実情を十分に考慮し、かつ国の動向にも注目をしながら慎重に協議、検討を加えていきますので、その内容が決定次第、随時お知らせしていきます。

との質問が、幾つかあったことから、この「行政区」と「区割り」については、皆さんの関心も高いと思われる。これに關しては、説明会等でもお知らせしたように、合併後、「行政区審議会(仮称)」を設置し、審議を加えながら、ここでの審議をより円滑にかつ効率的に行うべく、今後の検討の進め方として、次のような趣旨の提案が行われました。

合併協議会等の意見・要望を踏まえ、各種の「区割りパターン」の検討を行い、複数のパターンを作成、市町村長会議や各議会等で報告し、その意見を反映させたパターンを作成する。

その後、基礎資料やこの「区割りパターン」を関係市町村で公表、住民意見を募集。さらに、市町村長会議や各議会等で報告するとともに公表し、再度、住民からの意見を聞き、集約、報告、検討を行う。

今後、以上のような検討作業を行いながら、合併後に設置される「行政区審議会(仮称)」で審議、決定をしていきます。そして、最終的には、新市の議会で「行政区設置条例(仮称)」の議決を行っていただくこととなります。

### ●今後の区割り検討の進め方について

昨年11月開催の「地区別説明会」でも、新潟市との合併の後「政令指定都市」になった場合、将来の「区割り」はといったどのようになるのか

